

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例
第83号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第
12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第16条に次の1項を加える。

7 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな
ければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催
するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)の一部改正に伴い、養護老人ホームに係る基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。